令和８年度

第　４　回
上越市地域公共交通活性化協議会
議　案　書
（書面協議）

日　　時　　令和８年 ９ 月 24 日（木）から
令和８年 10 月 ６ 日（火）まで

協議事項
議案第１号

東頸バス株式会社の更新予定車両における公共交通移動等円滑化基準省令適用除外について

１　趣　旨

東頸バス㈱より、現在同社で保有している車両の廃車に伴い、車両の更新を予定しているが、更新予定の車両について、公共交通移動等円滑化基準省令の適用除外※としたい旨申し出があったことから、同基準の除外について協議するもの。

※ 公共交通移動等円滑化基準省令の適用除外について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）では、車両の新規導入の際には、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）に適合した車両（車いす対応等）の導入を義務付けている。

ただし例外として、道路や地形上の問題等により、公共交通移動等円滑化基準省令を満たすことが困難である場合、乗車定員が23人乗り以下であって車両総重量5トン以下の自動車については、運行地域の自治体及び住民の合意を得ることを条件に、運輸局長の認定を受けることで、公共交通移動等円滑化基準省令の一部が適用除外となる。

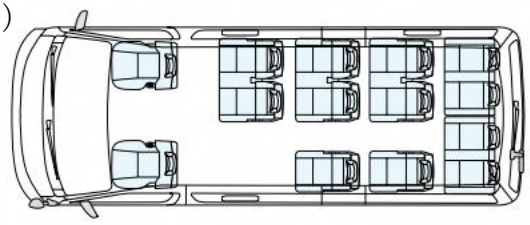
２　公共交通移動等円滑化基準適用除外申請車両

⑴ 車 両 名 称　トヨタ　ハイエース（コミューター スーパーロング）
※糸魚川バス株式会社より譲受

⑵ 車 両 台 数　1台

⑶ 車 両 仕 様　定　　員　14人（運転手含む）
※運行では助手席を使用しない
全　　長　5,380㎜
全　　幅　1,880㎜
全　　高　2,280㎜
車両総重量　2,990㎏

車内見取り図（カタログより引用）



⑷ 使用予定路線　浦川原区予約型コミュニティバスの代車など

３　公共交通移動等円滑化基準省令適用除外の申請理由

当該車両の使用予定路線のうち、浦川原区予約型コミュニティバスは、特定の運行ルートを設けず、利用者の予約に応じて随時運行可能である特性上、浦川原区内の各集落に広く停留所を設置しており、狭隘な道路も走行することから、小型車両が必要である。また、浦川原区内の小・中学生の朝夕の通学にも使用しており、座席数を確保する必要がある。

このため、更新予定である小型車両に関し、狭隘道路における運行の安全性及び乗車定員の確保を図るため、公共交通移動等円滑化基準省令第 43 条の規定に基づく適用除外認定を申請するもの。

４　運行する狭隘な道路の一例

別紙のとおり

５　公共交通移動等円滑化基準省令適用除外申請に関する条項

条　項	基　準	処　置
第 37 条第 2 項第 2 号 （スロープ板）	要設置	設置なし
第 38 条第 1 項 （床面の高さ）	65 cm	67 cm
第 39 条 （車いすスペース）	要設置	設置なし
第 40 条第 1 項 （通路の有効幅）	80 cm	料金箱部通路　40 cm 中 央 通 路　39 cm
第 40 条第 2 項 （手すりの間隔）	3 席ごとの垂直手すり	設置なし
第 41 条 （運行情報提供設備等）	・　車内・車外放送設備 ・　前面・側面・後面行先表示幕等 ・　次停留所等の情報等の表示設備（運賃表示器内のバス停表示により対応） ・　次停留所等の情報等の音声提供設備（デジタル車内案内放送装置により対応）	前面・側面行先表示板（マグネット型貼付）

６　その他

この議案について、ご承認いただいた後、会則第 13 条第 2 項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

浦川原区予約型コミュニティバス停留所一覧及び運行する狭隘な道路の一例



上岡集会所停留所周辺



上猪子田集会所停留所周辺

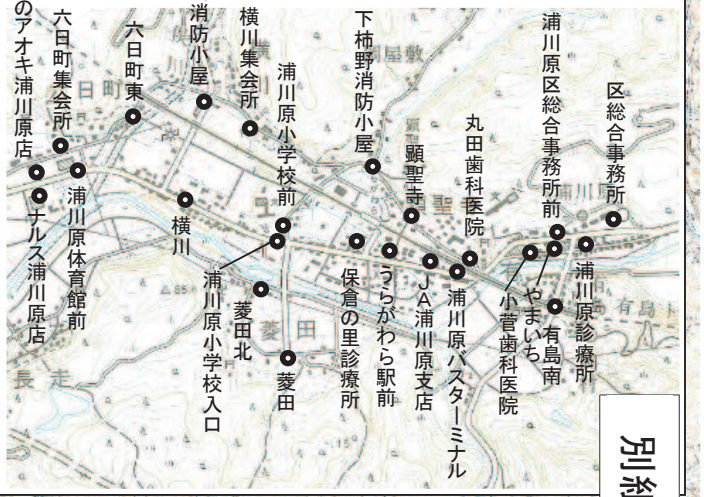


法定寺停留所周辺



牧ノ入停留所周辺

中心部拡大図



別紙